

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

被控訴人（一審原告） X 1 ほか

控訴人（一審原告） X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書（15）

令和6年10月8日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 堀田秀一

野村昌也

伊東真依

江原謙一

向井恵美

水澤靖子

松本 渉

古賀竜之介

濱崎貴弘

田 中 優 希

金 友 有理子

古 賀 俊 行

酒 井 圭 一

松 浦 究

稲 田 幸 恵

新 井 吐 夢

鶴 園 孝 夫

大浅田 薫

長 江 博

佐 藤 清 和

吉 田 彩 乃

藤 原 優 月

高 橋 毅

中曾根 佳 依

仲 村 淳 一

後 藤 堯 人

藤 田 悟 郎

井 藤 志 暢

野 澤 峻

吉 田 匡 志

田 上 雅 彦

小 林 源 裕

兼 重 直 樹

塩 尻 浩 貴

石 本 正 明

奥 崎 鴻 生

渡 邊 桂 一

大 辻 絢 子

内 藤 浩 行

佐 藤 雄 一

平 林 昌 樹

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第343号証	大飯発電所敷地内破碎帯の追加調査－最終報告－コメント回答（抜粋）  (関西電力株式会社)	写	H25. 9. 2	参加人が、第4回評価会合及び第5回評価会合における各構成員の指摘を踏まえ、第6回評価会合においてNo.37孔に認められた破碎部がいずれも新F-6破碎帯の特徴と類似しない点について説明した内容等
乙第344号証	大飯発電所地盤（敷地の地質・地質構造）について  (関西電力株式会社)	写	H27. 3. 13	参加人が、新F-6破碎帯の連続性評価において、37-4及び37-5の破碎部の活動ステージが、新F-6破碎帯で認められている活動ステージと異なることから、新F-6破碎帯がこれらの破碎部には連続しないと判断できると評価したこと等
乙第345号証	関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について（案）  (原子力規制委員会)	写	H25. 12. 27	ピアレビュー会合で提示された有識者会合の評価書（案）において、有識者会合が参加人の新F-6破碎帯の連続性評価結果を是認していることや、重松構成員が台場浜トレンチの破碎部bが地下深部方向には連続しないと判断した根拠

				について説明した内容等
乙第346号証	大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合 第4回 議事録 (原子力規制委員会)	写	H25. 5. 10	原子力規制委員会が「大飯発電所3・4号機の現状に関する評価会合」において、当時作成中であった地質審査ガイドの記載を踏まえ、参加人に対し、地震伝播特性を適切に把握するための追加情報について提供するように求めたこと
乙第347号証	大飯発電所地下構造の把握について (関西電力株式会社)	写	H25. 9. 18	参加人が、本件発電所の敷地周辺の地下構造（速度構造）を三次元的に把握するため、反射法地震探査を含めた複数の調査を追加実施するとしたこと